

事 務 連 絡
平成 30 年 5 月 30 日

各保険医療機関 開設者 様

北海道厚生局医療課

診療情報提供料(Ⅰ)の検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報
評価料に係る電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワークの診療
記録について (注意喚起)

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御
礼申し上げます。

標記については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱
いについて」(平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号) 等により示されているとこ
ろですが、当該施設基準に必要な患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閱
覧が可能なネットワークについては、原則として、検査結果、画像情報、投薬内
容、注射内容及び退院時要約が含まれている(診療所にあつては、画像情報・退
院時要約については閲覧できるもの) 必要があります。

このうち、退院時要約については、「平成 30 年 3 月までは含まれていなくとて
もよい。」とされていたところですが、平成 30 年 4 月以降、B009 診療情報提供料(Ⅰ)
の注 16 のイを算定する場合については、退院時要約の診療記録を含んでいる必要
があります。

つきましては、貴保険医療機関が他の医療機関と連携して構築している送受信
又は閲覧が可能なネットワークの診療記録について、今一度ご確認のうえ、算定
にあたってご留意いただきますようお願い致します。

【お問い合わせ先】

札幌市北区北 7 条西 2 丁目 15 番 1
野村不動産札幌ビル 2 階
北海道厚生局医療課
(電話 011-796-5105)

○特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（抜粋）

新	旧
<p>(平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号)</p> <p>別添 1</p> <p>第 12 の 1 の 2 診療情報提供料 (I) 及び電子的診療情報評価料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 診療情報提供料 (I) の検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料に関する施設基準</p> <p>(1) 他の医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワークを構築していること。なお、電子的な送受信又は閲覧が可能な情報には、原則として、検査結果、画像情報、投薬内容、注射内容及び退院時要約が含まれていること。<u>(削除)</u> 診療所にあつては、画像情報・退院時要約については閲覧できるのみでもよい。) (略)</p>	<p>(平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 2 号)</p> <p>別添 1</p> <p>第 12 の 1 の 2 診療情報提供料 (I) 及び電子的診療情報評価料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 診療情報提供料 (I) の検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料に関する施設基準</p> <p>(1) 他の医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワークを構築していること。なお、電子的な送受信又は閲覧が可能な情報には、原則として、検査結果、画像情報、投薬内容、注射内容及び退院時要約が含まれていること。<u>(退院時要約については平成 30 年 3 月までは含まれていなくてもよい。)</u> 診療所にあつては、画像情報・退院時要約については閲覧できるのみでもよい。) (略)</p>

○診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）（抜粋）

B 0 0 9 診療情報提供料 (I)

(略)

- (25) 「注 16」に規定する検査・画像情報提供加算は、保険医療機関が、患者の紹介を行う際に、検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等の診療記録のうち主要なもの（少なくとも検査結果及び画像情報を含むものに限る。画像診断の所見を含むことが望ましい。また、イについては、平成 30 年 4 月以降は、退院時要約を含むものに限る。）について、①医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じ他の保険医療機関に常時閲覧可能なよう提供した場合、又は②電子的に送受される診療情報提供書に添付した場合に加算する。(略)